

保管金取扱窓口変更のお知らせ

水戸地方裁判所日立支部
水戸家庭裁判所日立支部
日立簡易裁判所

令和4年9月20日（火）から、当支部で行っていた保管金事務を
水戸地方裁判所（本庁）事務局会計課において行うこととなりました。
つきましては、以下のとおり取扱いが変更されていますのでお知らせします。

1 保管金の納付について

(1) 保管金提出書の提出先

水戸地方裁判所（本庁）事務局会計課

（住所 茨城県水戸市大町1-1-38、電話番号029-224-8185）

※ 当支部窓口で現金を納付する場合は、当支部に提出してください。

(2) 振込銀行口座（当座納付）

【変更前】 常陽銀行日立支店 （口座番号）0070174

【変更後】 常陽銀行本店営業部 （口座番号）0054457

(3) 現金納付について

保管金は水戸地方裁判所（本庁）会計課のほか、当支部窓口においても納付することはできますが、当支部においては釣銭の用意がありませんので、過不足のない納付に御協力ください。なお、保管金の納付は、当座納付（裁判所から交付された振込依頼書を利用して金融機関の窓口から裁判所指定口座への振込）又は電子納付（ペイジー対応のATM等を利用した納付）が便利ですので御利用ください。

2 保管金の還付について（保管金に残額が生じた場合）

(1) 事前還付請求がある場合

水戸地方裁判所（本庁）から還付されます。還付に当たって特段の手続きは必要ありません。

(2) 事前還付請求のない場合

窓口の現金還付については水戸地方裁判所（本庁）及び当支部のいずれでも行うことが可能ですが、当支部での現金還付を希望される場合は、数日程度お時間をいただくこととなりますので、還付請求の際はできる限り振込払いを御利用ください。また、小切手による還付は水戸地方裁判所（本庁）のみの対応となります。

なお、保管金の納付時に事前還付請求（保管金提出書の〈還付金の振込先等〉欄への記載）を御利用いただくと、後日の請求を要することなく保管金が自動的に還付されますので、是非御利用ください。